

メルマガ

くらしのフレッシュ便

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

相談ファイル

＜相談内容＞

買取業者から「何でも買い取る」と電話があり、亡くなった母親の着物などの遺品を買い取ってもらえればと思って訪問を承諾した。翌日、男性2人が訪問してきたので、買い取って欲しい古着や着物を出すと「これだけでは買い取れない。他に貴金属や宝石はないか」と言い出し、ブランド物のバッグやネックレスなどを1万2千円で強引に買い取って行ってしまった。売却したものを返して欲しいがどうすればよいか。(50歳代 女性)



訪問購入にご注意ください！

＜アドバイス＞

「何でも買い取る」と言っただけで訪問し、実際の目的は貴金属の買取りである訪問購入トラブルについて情報提供しました。その上で、クーリング・オフができることを説明し、クーリング・オフ通知の書き方を助言しました。

◆訪問購入規制のポイント！

①**不招請勧誘の禁止**：飛び込み勧誘は禁止されています！
突然、消費者宅を訪問して物品の買取りを勧誘(いわゆる「飛び込み勧誘」)は禁止されています。このような勧誘を行う業者は家の中に入れないようにしましょう。また、しつこい勧誘や、買い取る物品の種類を明示しないで勧誘することも禁止されています。このような勧誘を受けた時はきっぱりと断りましょう。

②**物品の引渡しの拒絶**：契約後、一定期間は物品を引き渡す必要はありません！
訪問購入にはクーリング・オフ(法定書面交付後、8日間)が設けられていますが、クーリング・オフしても紛失などにより物品が返還されない場合があります。8日間は物品を手もとにおいて、本当に売却していいか考えましょう。

③**適用除外物品に注意**：一部の物品は規制の対象となりません！
自動車(2輪を除く)、家具、家電(携行が容易なものを除く)、書籍、CD、DVD、ゲームソフト、有価証券等は訪問購入規制の対象となりません。売却を決める前に慎重に検討しましょう。

困ったときは、消費生活センターに相談しましょう。☎ 消費者ホットライン188(いやや！泣き寝入り)

生活情報ファイル

クレジットカードの利用は計画的に！

クレジットカードは、現金を持ち歩かなくても、店で提示するだけで商品を買ったり、サービスを受けたりすることができます。便利なクレジットカードですが後でお金を支払わなければならない「借金」であるということを忘れてはいけません。

【支払方式】自分に合った支払方法を選択しましょう

翌月一括払い	ボーナス一括払い	分割払い(注1)	リボ払い(注2)
--------	----------	----------	----------

(注1)利用金額を希望の回数に均等分割して支払う方法
(注2)あらかじめ定められた一定の額(定額)、又は一定の率(定率)で代金を支払う方法

一般的に(3回以上の)分割払いとリボ払いには手数料がかかります。特にリボ払いは支払残高に応じた手数料がかかるため、無計画に利用していると手数料負担が大きくなってしまふことがあるので注意が必要です。



【クレジットカードの正しい利用法】

- 利用明細はしっかりチェック！
利用明細の電子化などによりチェックしていない人もいますが、しっかりと確認しましょう。
- 支払期日をしっかり守る！
支払期日に遅れると遅延損害金が発生したり、信用が失われてカードが利用できなくなったりすることがあります。毎月の支払期日を把握し、入金などを忘れないようにしましょう。
- 困ったときは消費生活センター等に相談！
クレジットカード契約のトラブルや無計画な利用による多重債務などは早めに消費生活センター等に相談しましょう。

試してみよう，消費者力！第8回（平成29年度）

Q 訪問購入の事例の説明として適切なものを選びなさい。

「不用品があったら何でも買います」との電話があった。古着を処分したいと思い訪問を承諾したが、訪問した業者は「貴金属はないか」という。「古着以外はない」と断ったが、すごまれて母の形見のネックレスを見せたところ、買取りの契約をさせられた。

- 1 契約後8日以内ならクーリング・オフできるが、過ぎた場合は解除できない。
- 2 この事例では、古着以外の査定や勧誘は禁止されている。
- 3 貴金属などの買取りには都道府県公安委員会の転売商許可が必要である。
- 4 クーリング・オフ期間中でも事業者への物品の引渡しは拒むことはできない。

【第13回消費者力検定（平成28年度実施）応用コースから】

くらしのまめちしき

高齢者の事故を防止しましょう！

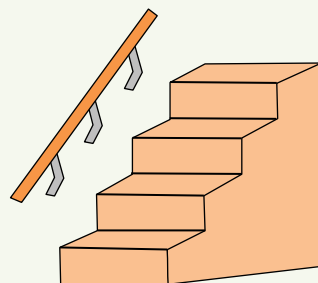
高齢者の事故防止について消費者庁が注意喚起を行いました。高齢者の事故は、本人だけでなく、その身近にいる方々が意識することで防ぐことができます。事故防止のためのポイントを一部ご紹介します。

<事故防止のためのポイント>

家庭内の環境を見直しましょう

段差など高齢者にとって危険となる箇所や負担になる箇所を減らしましょう。

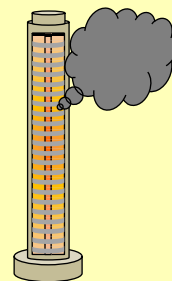
- ・段差に段差解消用スロープ板を取り付ける。
- ・階段に手すりを設ける。
- ・足元が見えづらい場所に照明器具を増やす。 等



リコール対象でないか確認しましょう

使い慣れた製品を長く使用している高齢者もいます。経年劣化やリコール対象などに気が付かず使用していると危険です。

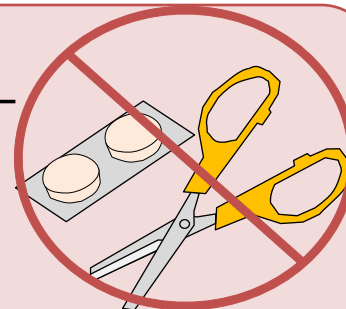
- ・リコール製品を調べるには 消費生活センターリコール情報サイト (<http://www.recall.go.jp/>)
- ・使用している製品に故障や不具合がないかも調べましょう。



誤飲しそうなものの取り扱いや保管に注意

洗面所等にある薬剤等を誤飲したり、内服薬をPTP包装シートごと飲み込んでしまうなどの事故が発生しています。

- ・ペットボトルなどの容器に、誤飲するおそれのあるものを移しかえて保管しない。
- ・内服薬のPTP包装シートを1錠ずつに切り分けない。



「試してみよう，消費者力！第8回」解答と解説⇒古着以外の買取りを断っているにもかかわらず、すごまれて契約しているので、8日間のクーリング・オフ期間を過ぎても消費者契約法により契約を取消することができる。事業者は、査定や買取り商品を明示しなければならず、公安委員会の「古物商許可」が必要である。自動車、家具、家電、有価証券のほか、ゲームソフト、CD、DVD、書籍等は法律の対象外である。（正解 - 2）

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 Tel 082-513-2730

●●市(町)消費生活センター(受信先で御自由に変えていただいて構いません)

〒73X-XXXX ●●市(町) ●●市役所(町役場)〇階 Tel 08XX-XXXX-XXXX